



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項…………… 2

告 示

沖縄県告示第446号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年9月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る元利償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

沖縄県告示第447号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖縄県告示第489号で同意の認定をした具志川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年9月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第9号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月24日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第18条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第35条中「3課」を「4課」に、「外事課」を「外事課
警衛対策課」に改める。

第37条第2号中「警衛」の次に「（警衛対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第6号を

第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 警察用航空機の運用及び整備に関すること（警備部国境離島警備隊の所掌に属するものを除く。）。

第38条の次に次の1条を加える。

（警衛対策課）

第38条の2 警衛対策課においては、次の事務を行うものとする。

(1) 第37回国民文化祭及び第22回全国障害者芸術・文化祭（以下「国民文化祭」という。）に伴う警衛対策に関すること。

(2) 国民文化祭に伴う警衛交通対策に関すること。

(3) 国民文化祭に伴う関係機関団体との連絡及び調整に関すること。

(4) その他本部長又は警備部長の命ずること。

第40条第3号中「運航」を「運用」に、「生活安全部地域課」を「警備部警備第二課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示3第4号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年9月24日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

(1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。

(2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和3年10月1日から同年11月30日まで及び令和4年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、令和3年10月15日までにソデイカはえ縄漁業操業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和2年に委員会の承認を受けた者で、令和2年11月1日から令和3年5月31日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの

(2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により令和2年11月1日から令和3年5月31日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、令和2年に委員会の承認を受けていたもの

(3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

（承認証の交付）

第5 委員会は、第3若しくは第6の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第7の規定により申請があったときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認内容の変更）

第6 第3の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受

けなければならない。

(承認証の再交付)

第7 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(操業を承認しない場合)

第8 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

(ソデイカはえ縄漁業の制限)

第9 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

(ソデイカ旗流し漁業の制限)

第10 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(承認証の漁船への備付け)

第11 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章(第5号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第13 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(承認を受けた者の親族に限る。)が承継する場合
- (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告)

第15 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を令和4年8月31日までに、委員会に提出しなければならない。

(制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示3第4号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業操業の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 操業区域
- 2 漁具（擬餌針数）
- 3 使用する漁船
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号 ON —
 - (3) 総トン数

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式（第5関係）

承認番号 沖調S 第 号
ソデイカはえ縄漁業操業承認証
住所 氏名
<ul style="list-style-type: none"> 1 操業区域 2 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 漁船 <ul style="list-style-type: none"> (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 4 承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 制限又は条件
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会 長 印

第3号様式（第6関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書	年 月 日						
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	住所 氏名						
下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。							
記							
1 承認番号 沖調S 第 号							
2 船名							
3 変更しようとする事項							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">現在の承認内容</th> <th style="width: 40%;">変更しようとする内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容				
項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容					
4 変更しようとする時期	年 月 日						

5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式（第7関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。
なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

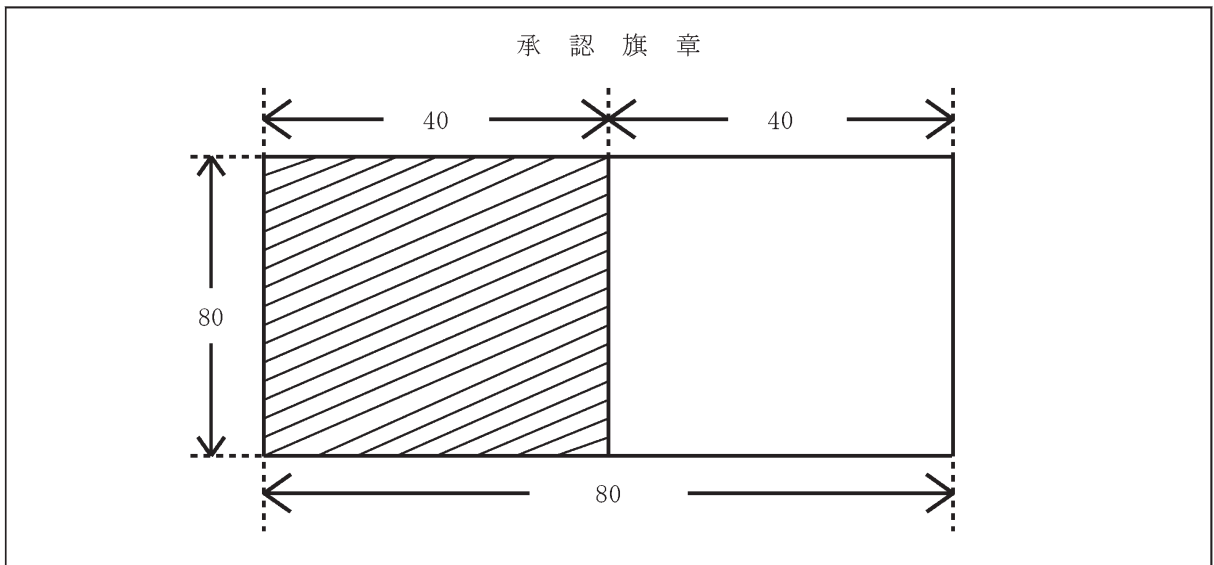
記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第12関係）



注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 廃業の理由

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

年 月から 年 月までにおけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 乗組員数 名
- 4 操業状況

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

<p style="text-align: center;">発行所</p> <p style="text-align: center;">沖縄県総務部 総務私学課</p> <p style="text-align: center;">電話番号 098-866-2074</p>	<p style="text-align: center;">印刷所 株式会社 アント出版</p> <p style="text-align: center;">〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	--